

まん延防止等重点措置協力支援金（飲食店等）【令和4年1～2月分】必要書類チェックリスト

法人

申請に必要な書類に不足がないか、送付前にご確認ください。

申請に当たり、次の申請書、添付書類等の提出が必要になります。

なお、令和3年の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置協力支援金（飲食店）【5月分】、【6月分】、【6～7月分】、【8月分】、【8～9月分】、【9月分】を申請済みの方は、添付書類を省略して申請することができます。

※必要書類の添付漏れが散見されますので、全ての書類を提出されることをお薦めします。

書類	説明	チェック項目	
<様式1>申請書	様式1-1申請書【事業者情報等】 1事業者1枚の提出となります。	<input type="checkbox"/>	
	様式1-2申請書【申請施設の情報】 施設ごとに作成してください。	<input type="checkbox"/>	
	様式1-3～1-4申請書【支給金額の計算手順】 施設ごとに作成してください。 要請内容により様式が異なりますのでご注意ください。	<input type="checkbox"/>	
<様式2>誓約書	この協力支援金の申請に当たって誓約していただく事項を必ずご確認ください。	<input type="checkbox"/>	
売上高及び営業実態が確認できるもの ※下限額の申請の場合、①、③、⑤は省略可	①1日当たりの売上高を算出した年(2019年、2020年又は2021年)の1～2月の売上台帳等の帳簿の写し（申請を行う全ての施設分）	<input type="checkbox"/>	※新規開業（開店）等の特例で申請する場合は、選択した年月に対応したものと提出
	②直近の確定申告書「別表一」 (既に提出したものと直近の場合、省略可)	<input type="checkbox"/>	
	③1日当たりの売上高を算出した年の確定申告書の写し（「別表一」の写し。）	<input type="checkbox"/>	※新規開業（開店）等の特例で申請する場合は、選択した年月に対応するものを提出
	④直近の法人事業概況説明書（月別売上高）の写し (既に提出した確定申告書が直近の場合、省略可)	<input type="checkbox"/>	
	⑤1日当たりの売上高を算出した年の法人事業概況説明書（月別売上高）の写し	<input type="checkbox"/>	※新規開業（開店）等の特例で申請する場合は、選択した年月に対応するものを提出
	⑥履歴事項全部証明書の写し	<input type="checkbox"/>	
	【創業後間もなく、決算期や申告時期を迎えていない場合】 ⑦「法人設立・設置届出書」の写し (提出済みの場合、省略可)	<input type="checkbox"/>	
営業に必要な許可を取得していることが分かるもの (申請を行う全ての施設分)	【売上高減少額方式により算出する場合】 ⑧2022年1～2月の売上台帳等の帳簿の写し	<input type="checkbox"/>	
	飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し ※営業許可証に記載された名義が申請者と異なる場合、申請者との関係性を示す資料をあわせてご提出ください (戸籍謄本、住民票、法人設立届、法人登記事項証明書など)	<input type="checkbox"/>	(提出済みの許可証が要請期間内も有効、かつ、新規申請施設がない場合、省略可)
業種・業態・従前の営業時間が確認できるもの (申請を行う全ての施設分)	①外観（店舗名が確認できる）写真 ②内観（飲食スペース及び感染防止対策等を行っていることが分かる）写真 ③従来（通常）の営業時間が分かる施設の掲示物、宣伝チラシ、店舗のホームページ、メニュー表、SNS画面など	<input type="checkbox"/>	注意：①～③の全てを必ず提出して下さい
要請に応じていただいたことが分かるもの (申請を行う全ての施設分)	①要請期間中に営業時短・休業、酒類提供の取りやめ（酒類の提供のある施設のみ）している案内を店頭（店外）に掲示していることが分かる写真 ②要請期間中に営業時短・休業、酒類提供の取りやめ（酒類の提供のある施設のみ）たことが分かる掲示物、告知チラシ、店舗のホームページ、SNS画面、DMの写しなど	<input type="checkbox"/>	注意：①、②の全てを必ず提出して下さい。 ※要請期間中に第三者認証を取得した施設（店舗）が要請（協力）内容を変更した場合は、変更前と変更後の①②を提出して下さい。
振込先口座の写し (通帳等の表紙をめくった1ページ目のコピー) 又は 支援金通知書の写し	次の事項が分かるページの写し 口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、店舗名	<input type="checkbox"/>	(提出済みの振込先口座を使用する場合、省略可)

※ 省略できる書類でも既に提出した書類に不備があれば、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。